

2013年3月29日

各位

株式会社りそな銀行

## 教育資金贈与信託（愛称：りそなの「きょういく信託」）の取扱開始について

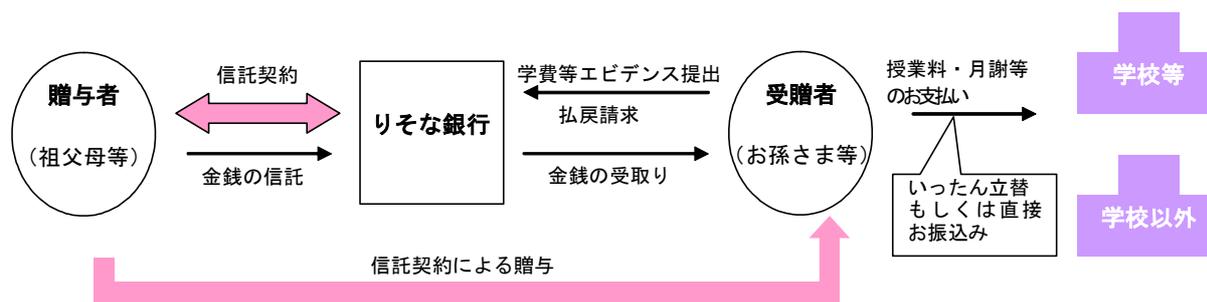
りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、2013年4月1日（月）より、教育資金贈与信託（愛称：りそなの「きょういく信託」）の取扱いを開始いたします。

この教育資金贈与信託は、平成25年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する商品で、りそな銀行が持つ信託機能を活用してご提供するものです。

この非課税措置は2013年4月1日から2015年12月31日までと期間が限定されており、お孫さま等の将来の夢のあと押しとして、教育資金の一括での贈与を考えておられる方にはご検討の良い機会となります。

商品の仕組みや特徴は以下の通りです。

## 【仕組み図】



## 【主な特徴】

- ① 1,500万円まで非課税で教育資金の贈与ができます。
- ② 対象となるのは、2015年12月31日までの贈与です。
- ③ お支払いの資金使途は教育資金に限定されます。（塾や習い事など、文部科学省が定める学校等以外へのお支払いは500万円までが非課税の対象です）
- ④ お支払いにあたっては、教育資金の支払いに充当したことを証する書類（領収書等文部科学省が定めるもの）の提出が必要です。
- ⑤ 受贈者（お孫さま等）が30歳になった時点で信託は終了となります。終了時の残余財産は贈与税の課税対象となります。

りそな銀行では、「未来に 安心をつなぐ」信託サービスを活用した総合的なコンサルティング機能を活かし、より良いライフプランを描くためのお手伝いを行なってまいります。

以上

## 別紙 1

## 【商品概要】

項目	内容
種類	合同運用指定金銭信託（元本補填あり）
販売対象	個人
委託者	贈与者（祖父母等）
受益者	受贈者（孫等）
受託金額	最大 1,500 万円まで 最低受託金額 5,000 円以上（1 円単位）
追加信託	追加金は、1回 5,000 円以上、1円単位
信託期間	契約時から受益者の 30 歳の誕生日まで（個別に期日指定）
中途解約	中途解約は不可
一部払出	教育資金※に限定し、随時支払い ※ 学校等および文部省が定める塾、稽古事他への支払い等 支払時にエビデンスの提出を受け、当社が資金用途を確認
収益処分方法	元加もしくは指定口座入金
受益者の変更・質入	受益者の変更・譲渡、質入は不可
信託終了事由	① 受贈者が 30 歳に達した場合 ※ この場合、残存の残高について贈与税が課税される ② 受贈者が死亡した場合 ③ 金融機関の預かり残高がゼロとなり、受贈者と受託者が終了の合意をした場合
信託報酬	① 契約時信託報酬：不要 ② 定例管理信託報酬：不要 ③ 運用信託報酬：合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの配当額を差し引いた金額元本に対して、年 0.01/100 から 5/100 の範囲内を信託財産から申し受けます。
その他	元本補填あり 預金保険の対象